平成２２年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷１丁目27番３号
破産者　嶋谷　孝雄
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５号
札幌市厚別区厚別南２丁目23番10号　ホワイトピアひばりが丘Ａ―203、開始決定時の住所北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町２丁目２番11号　ときわハイツ101号
破産者　藤本　敏治
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
北海道伊達市竹原町10番地10
破産者　田口　豊和
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
青森市桂木１丁目４番32号
破産者　原子　幹男
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
青森県三沢市古間木３丁目241番地９号
破産者　福田　敬子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１７７号
埼玉県比企郡小川町大字飯田381番地８
破産者　半澤　義一
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１１号
埼玉県本庄市日の出２丁目５番８号　ＳＫハイツ106
破産者　君波　洋一
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２５３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3606番地98
破産者　髙澤　充子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１７４号
新潟県柏崎市中浜２丁目13番２号
破産者　柴野　　薫
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
新潟県南魚沼市水尾322番地
破産者　種村　真弓
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
山梨県甲府市伊勢４丁目42番16号
破産者　赤池　秀良
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
佐賀県唐津市熊原町3200―１、前住所京都市北区上賀茂豊田町48番地
破産者　ウィンドフォーこと　岡野　成寿
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８３号
広島県尾道市新浜１丁目６番11―1205号
破産者　高原　東吾
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１１８１号
さいたま市中央区八王子５丁目10番１号
破産者　榎本住建株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６６号
名古屋市千種区宮根台１丁目５番24号
破産者　有限会社フレンズショップ大富
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３４７号
神奈川県小田原市飯泉54番地１
破産者　マックストレーディング株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３３１０号
札幌市東区北20条東10丁目３番６号
破産者　白川木材産業有限会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５号
仙台市泉区南光台東１丁目２番16号
破産者　有限会社クオリティライフ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第３１号
秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字蝦夷倉19番地４
破産者　有限会社櫻田土木
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部